

平成29年度

第1回 物部川 渇水調整協議会

議 事 次 第

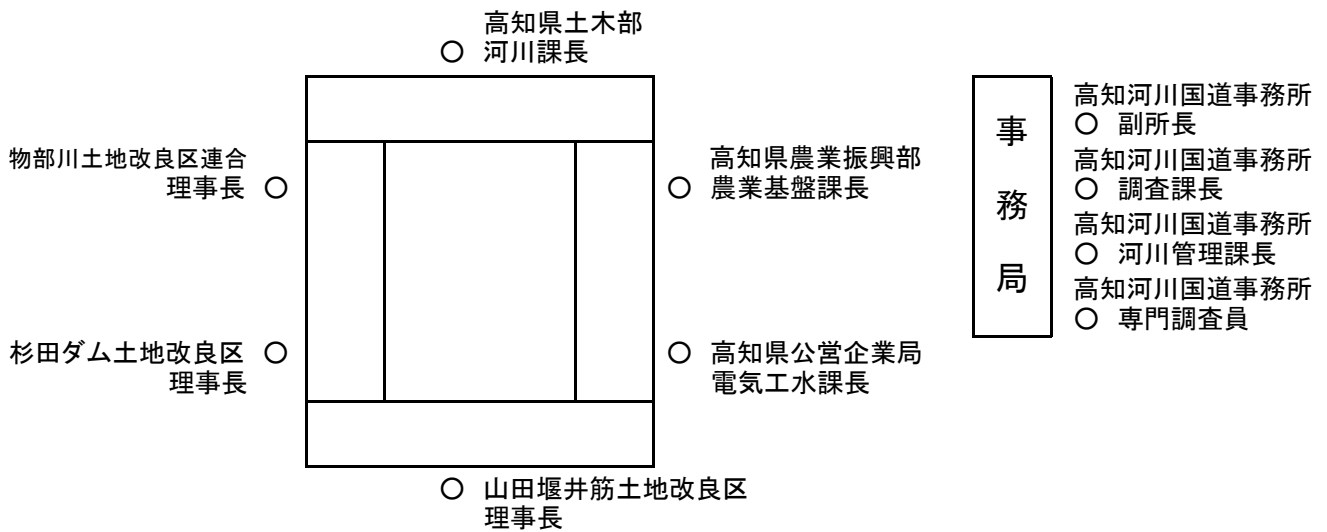
1. 開 会
2. 議 事
 - 1) 規約について
 - 2) 物部川の現状と今後の見通しについて
 - 3) 水利使用状況について
 - 4) 渇水(節水)対策について
 - 5) 決定事項の確認について
 - 6) 記者発表(案)の確認について
 - 7) その他
3. 閉 会

平成29年度 物部川渇水調整協議会参加者名簿

平成29年6月6日

所 属	役 職	幹 事	出 席 者	備 考
国土交通省 高知河川国道事務所	事務所長	新宅 幸夫	欠席	会長
高知県土木部 河川課	課長	岩崎 哲史	岩崎 哲史	副会長
高知県農業振興部 農業基盤課	課長	松尾 祐輔	チーフ 大利 尚	代理
山田堰井筋土地改良区	理事長	新谷 正雄	事務局長 植野 寛	代理
物部川土地改良区連合	理事長	谷合 喜秋	谷合 喜秋	委員
片地土地改良区	理事長	船谷 清考	欠席	委員
杉田ダム土地改良区	理事長	前田 光一	前田 光一	委員
高知県公営企業局 電気工水課	課長	三本 和光	三本 和光	委員
国土交通省 高知河川国道事務所	河川副所長		岡林 福好	事務局
国土交通省 高知河川国道事務所	調査課長		新川 和之	事務局
国土交通省 高知河川国道事務所	河川管理課長		大谷 正彦	事務局
国土交通省 高知河川国道事務所	専門調査員		笥 泰昌	事務局

物部川渇水調整協議会 座席表



随 行 者

随 行 者

記 者 席

出入口

物部川渇水調整協議会規約

(名 称)

第1条 本会は物部川渇水調整協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、物部川の渇水時における関係利水者間の水利使用の調整を円滑に行い、もって合理的な水利使用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、渇水時における合理的な水利使用の推進を図るため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利使用の調整の時期及び方法に関すること。
- (2) 当該河川における水利使用の実態に関すること。
- (3) 合理的な水利用の方策に関すること。
- (4) 水利用上の水質に関すること。
- (5) 実施及び連絡体制の確立に関すること。
- (6) その他合理的水利使用の推進を図るために必要な事項に関すること。

(組 織)

- 第4条
1. 協議会は、別表第1の委員の欄に掲げるものによって組織する。
 2. 協議会に会長1名及び副会長1名を置きそれぞれ委員の互選によって、これを定める。
 3. 会長は協議会を代表し、会務を掌理する。
 4. 副会長は会長を助け、会長に事故がある時はその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は会長が招集する。

(事 務 局)

- 第6条
1. 協議会の事務を行うため事務局を置く。
 2. 事務局は四国地方整備局高知河川国道事務所に置く。

(そ の 他)

第7条 この規約の改正及びその他、協議会の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、昭和58年9月16日から施行する。

昭和58年9月16日の物部川渇水調整協議会により下記の通り決定しました。

平成13年4月23日 一部改訂

平成17年6月24日 一部改訂

平成19年1月16日 一部改訂

平成19年6月13日 一部改訂

記

会 長

国土交通省高知河川国道事務所長

副 会 長

高知県土木部河川課長

別表第1 物部川渇水調整協議会委員名簿

委 員

国土交通省高知河川国道事務所長

高知県土木部河川課長

高知県農業振興部農業基盤課長

山田堰井筋土地改良区理事長

物部川土地改良区連合理事長

片地土地改良区理事長

杉田ダム土地改良区理事長

高知県公営企業局電気工水課長